

四半期会計基準の目的について

四半期会計基準の目的に対する意見（金融庁）

（2006年9月21日、第29回専門委員会）

- 四半期会計基準の目的について、「有用な情報」に修飾語をつけて更に弱い表現とする現行案は、適切ではないと考える。
- 現状、四半期レビュー報告書では、適正性に関する消極的な結論の表明という形の文言を記載する予定であり、また、中間監査報告書の有用性の表現は消えていくことが考えられることから、金融庁としては会計基準と監査基準の整合性を重視し、国際会計基準と同様、「適時かつ信頼しうる情報」という当初の文案とすることが望ましいと考える。

金融庁からの要請や第30回専門委員会（2006年10月5日）での意見を踏まえ、以下の案を検討し、方向性を出すこととする。

・ 現行の基準案

< 基準 >

本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び表示を定めることを目的とする。

四半期財務諸表は、四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る企業集団又は企業の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況に関し、適時性に係るより強い制約のもとで、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供するものでなければならない。

< 結論の背景 >

四半期財務諸表の目的は、四半期会計期間に係る企業集団又は企業の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況に関し、適時性に係るより強い制約のもとで、財務諸表利用者に対して有用な情報を提供することであるとしている（第1項参照）。「適時性に係るより強い制約のもとで」という表現は、開示の適時性及び迅速性が求められる四半期財務諸表では、情報の質及び量が年度や中間会計期間の財務諸表と比較してより限定的になるという点を考慮したものである。

・ 再検討

（検討のポイント）

- ・ 金融庁の提案の場合、年度、中間、四半期で表現が大きく異なることとなるかどうか。
- ・ 国際会計基準と同じ表現にすることで説得力があるか。
- ・ 準拠性のみとした場合に、ASBJが今まで開発した会計基準との関係で、問題があるか。

【事務局案：準拠性のみを規定】

「本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び表示を定めることを目的とする。」のみとし、「結論の背景」の「四半期財務諸表の目的」の部分削除する。なお、「検討の前提」第 36 項に、「適時性に係るより強い制約がある」という表現は挿入する。

【別案：有用性という表現を使用しない対応】

< 基準 >

本会計基準は、四半期財務諸表に適用される会計処理及び表示を定めることを目的とする。

四半期財務諸表は、四半期会計期間及び期首からの累計期間に係る企業集団又は企業の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況に関し、適時性のある情報を提供するものでなければならない。

< 結論の背景 >

四半期財務諸表の目的は、四半期会計期間に係る企業集団又は企業の財政状態及び経営成績並びにキャッシュ・フローの状況に関し、適時性のある情報を提供することであるとしている（第 1 項参照）。「適時性のある」という表現は、年度や中間会計期間の財務諸表よりも開示の迅速性が求められる四半期財務諸表では、情報の質及び量が年度や中間会計期間の財務諸表と比較してより限定的になるという点を考慮したものである。

以 上